| 規約 | 施行規則 |
|----|------|
|----|------|

(特定用語の使用基準)

- 第5条 事業者は、家電品を販売するに当たって、次の用語を使用するときは、当該各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 最上級を意味する用語 「最高」、「最安」等最上級を意味する 用語は、客観的事実に基づく場合にのみ 使用することができる。
 - (2) 優位性を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「ナンバーワン」等優位性を意味する用語 は、客観的事実に基づく場合にのみ使用 することができる。
 - (3) その他の用語の使用基準は、施行規則で定めるところによる。
- 第4条 次の各号に掲げる用語のチラシ等に おける使用については、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 高割引率・高割引額であることを訴求 する用語

自店平常(旧)価格、店頭表示価格等から 10 パーセントを超える割引率又は割引額となる旨の用語を使用する場合には、当該割引率又は割引額が適用される家電品の製造事業者名、型名を記載して行うものとする。10 パーセントを超えるポイント(一定のポイントを一定の率で金額に換算するなどの方法により、事後の取引に係る商品又は役務の販売価格の一部又は全部の減額に充当できるものをいう。以下同じ。)を提供する旨訴求する場合も同様とする。

(2) 高割引率・高割引額であることを幅の ある数値をもって訴求する場合の当該 数値

自店平常(旧)価格、店頭表示価格等から 10 パーセントを超える割引率又は

| 規約 | 施行規則 |
|----|----------------------|
| | 割引額となる旨を幅のある数値を使用 |
| | して行う場合には、当該数値の中で最も |
| | 大きい数値は、その最大割引率又は最大 |
| | 割引額が適用される家電品の数が、チラ |
| | シ等に掲載されている家電品総数の 10 |
| | パーセント程度以上でなければ使用し |
| | てはならない。10 パーセントを超えるポ |
| | イントを提供する旨幅のある数値をも |
| | って訴求する場合も同様とする。 |
| | 2 他の事業者の販売価格に対抗して自店販 |
| | 売価格を安くする旨訴求する用語を使用す |
| | る場合において、当該用語が示す事項の適 |
| | 用について何らかの条件が付されていると |
| | きは、当該条件を、主たる訴求事項に近接し |
| | て、かつ消費者に分かりやすい用語で明示 |
| | するものとする。 |